

# 一般財団法人竹田健康財団

## 薬剤師奨学金返済補助制度について

### 本制度について

奨学金を借りている薬剤師を対象に、月々補助手当を追加で支給する制度です。

当財団は、医療現場の最前線で働きたいと考えている薬剤師を応援します。

ぜひ一緒に、スキルアップ・キャリアアップを目指してみませんか。

### 奨学金返済補助手当 9万円/月、108万円/年（支給は年単位です）

- ① 補助手当を申請し、受給年数を届け出てください。その際、奨学金の残額証明書の提出が必要となります。（奨学金の返済残高により、最大受給年数を算出します）
- ② 受給年数の2倍の期間、勤務を継続すれば、支給した全額を返還免除とします。（産休、育休、介護休、休職、欠勤などは期間から除きます）
- ③ 2倍の勤務期間の途中で退職した場合は、累計支給額に、該当する勤務年数の返還率を掛けた金額を財団に返還してください。

受給年数 支給額	勤務年数 返還率										
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
1年 108万円	100%	95%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
2年 216万円	100%	95%	90%	85%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
3年 324万円	100%	95%	90%	85%	85%	80%	0%	0%	0%	0%	0%
4年 432万円	100%	95%	90%	85%	85%	85%	85%	80%	0%	0%	0%
5年 540万円	100%	95%	90%	85%	85%	85%	85%	85%	85%	80%	0%

### 例) 奨学金の返済残額が300万円の場合

1年間の支給額は、月額9万円×12カ月=108万円です。

300万円÷108万円≒2.7年となり、支給は年単位で計算され1年未満を切り上げるため、最大受給年数は3年間となります。

3年間受給する場合、2倍の6年間勤務すれば、補助手当の全額が返還免除となりますが、期間の途中で退職した場合は、勤務年数に応じた割合で返還してもらうこととなります。

### 問い合わせ先

住所 : 〒965-8585 福島県会津若松市山鹿町3番27号

一般財団法人竹田健康財団 法人事務局 人材開発課

TEL : 0242-29-9893 (直通)

メール : jinji@takeda.or.jp